児童が学校にいるときに不審者が侵入したときの対応マニュアル

朝霞市立朝霞第九小学校

不審者が侵入

防犯カメラによる不審者の発見

・不審者を発見した職員は直ちに近くの職員に知らせ、発見場所に駆けつける。

・全校に緊急放送で知らせる。

不審者の隔離・通報

・児童のいないところへ追い込む

・近くの職員に大声で知らせる

・近くの火災報知器等をならす

（児童避難　警察･消防等への通報　隔離）

1　児童の安全確保

不審者から遠ざける

（第一次避難）

安全経路の確認

・児童への指示

・けが人の搬送

・「おかしもち」の徹底

不審者対策本部設置

警察・消防との連携

けが人の救助

不審者の移動阻止

教職員の役割分担と連携

市教委への連絡

2　体育館等へ避難

児童を不審者から隔離

・避難場所への侵入防止措置

・けが人の応急処置

・人数点呼　・不明児童の捜索

・こころのケア

○保護者への連絡

・緊急連絡網

・九小メール

4　引き渡しを実施

・引き渡しカードによる確認

不審者の警察等による確保